

「窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の改正（案）」に対する意見の募集について

「窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件」について、所要の改正を行いますので、その内容について広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和4年11月18日（金）から同年12月19日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 改正の趣旨

環境省では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）に基づき、窒素含有量、磷含有量の排水基準を定めるとともに、一定の要件を満たす湖沼を排水基準に係る湖沼として指定し、当該湖沼の集水域に立地する特定事業場に対して排水規制を実施しています。

法第3条第1項に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第2は、富栄養化物質である窒素及び磷（りん）の排水基準を以下の（参考1）のとおり定め、備考6及び7において、当該排水基準は窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼等に限って適用することを定めています。

（参考1）国の一律排水基準値

- ・窒素含有量 120mg/l（日間平均 60mg/l）
- ・磷含有量 16mg/l（日間平均 8mg/l）

法第2条第2項第2号の「水の汚染状態を示す項目」として、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）第3条第1項第12号は「窒素又は磷の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）」を定めています。水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の3は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として、以下の（参考2）に掲げる湖沼の要件を定めています。

（参考2）排水基準に係る湖沼の要件

- ・磷含有量についての排水基準に係る湖沼：水の滞留時間が4日間以上である湖沼（特殊な場合を除く。）
- ・窒素含有量についての排水基準に係る湖沼：磷含有量についての排水基準に係る湖沼のうち、窒素含有量を磷含有量で除して得た値が20以下であり、かつ、磷含有量が0.02mg/l以上の湖沼

省令別表第2の備考6及び7に基づき、「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月環境庁告示第27号）は、窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定めています。今般、令和3年度に全国の湖

沼において実施した水質調査等の結果を踏まえ、上記の要件に該当する湖沼を追加する等、指定湖沼を見直すこととしました。

2. 意見募集の対象

【別紙】「窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件」の一部を改正する件（案）について

3. 意見募集要領

（1）募集期間

令和4年11月18日（金）から同年12月19日（月）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「『窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件』を一部改正する件（案）に関する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・意見内容
- ・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

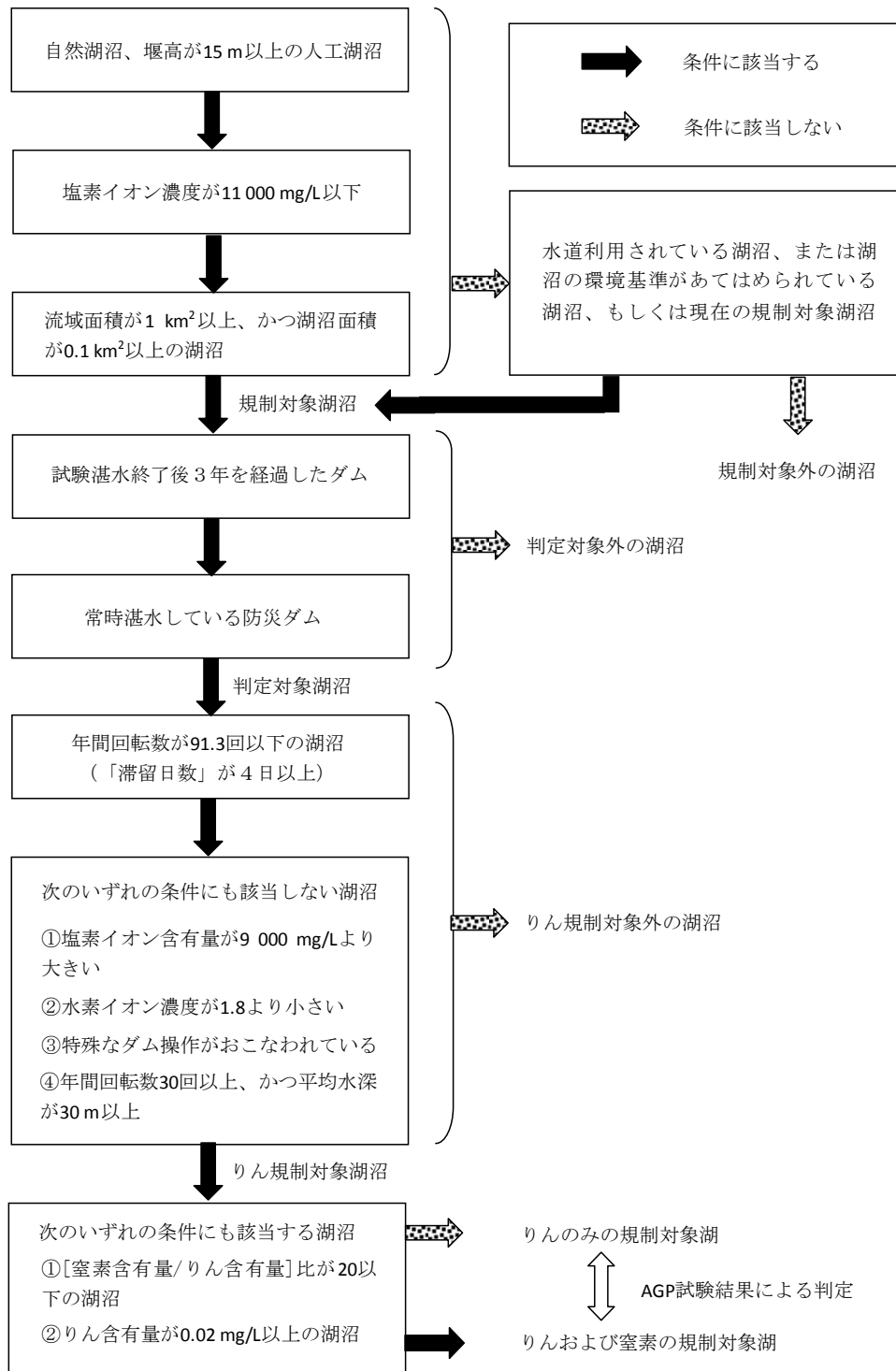
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局水環境課湖沼係 宛て

2. 規制対象湖沼の判定方法

水質汚濁防止法等にかかる実際の規制対象湖沼の判定方法は図表 1-1 のようになっている。

図表 1-1 規制対象湖沼の判定方法



窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の改正(案)について

(a)規制対象外から、新たに燐規制を行う湖沼(対象外⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	北海道	下新冠ダム貯水池	対象外	P
2	北海道	忠別ダム貯水池(忠別湖)	対象外	P
3	北海道	雄武ダム貯水池	対象外	P
4	北海道	留萌ダム貯水池(チバベリ湖)	対象外	P
5	北海道	当別ダム貯水池	対象外	P
6	北海道	卯原内ダム貯水池	対象外	P
7	北海道	エルムダム貯水池	対象外	P
8	北海道	民安ダム貯水池	対象外	P
9	青森県	夏坂ダム貯水池	対象外	P
10	岩手県	金越沢ダム貯水池	対象外	P
11	宮城県	宿の沢ダム貯水池	対象外	P
12	宮城県	岩堂沢ダム貯水池	対象外	P
13	宮城県	二ツ石ダム貯水池	対象外	P
14	秋田県	砂子沢ダム貯水池	対象外	P
15	秋田県	森吉山ダム貯水池(森吉四季美湖)	対象外	P
16	山形県	月光川ダム貯水池	対象外	P
17	福島県	木戸ダム貯水池(木戸川湖)	対象外	P
18	福島県	新宮川ダム貯水池	対象外	P
19	茨城県	御前山ダム貯水池	対象外	P
20	栃木県	湯西川ダム貯水池	対象外	P
21	新潟県	外山ダム貯水池(外山湖)	対象外	P
22	新潟県	市野新田ダム	対象外	P
23	新潟県	奥胎内ダム貯水池	対象外	P
24	富山県	小牧ダム貯水池	対象外	P
25	石川県	九谷ダム貯水池	対象外	P
26	石川県	北河内ダム貯水池	対象外	P
27	福井県	榊谷ダム貯水池(ますたに湖)	対象外	P
28	福井県	浄土寺川ダム貯水池	対象外	P
29	福井県	大津呂ダム	対象外	P
30	福井県	河内川ダム貯水池	対象外	P
31	山梨県	深城ダム貯水池(松姫湖)	対象外	P
32	山梨県	琴川ダム貯水池(乙女湖)	対象外	P
33	岐阜県	小里川ダム貯水池	対象外	P
34	岐阜県	中野方ダム貯水池	対象外	P
35	岐阜県	丹生川ダム貯水池	対象外	P
36	静岡県	太田川ダム貯水池	対象外	P
37	京都府	畑川ダム(下山四季彩湖)	対象外	P
38	奈良県	大滝ダム貯水池	対象外	P
39	和歌山県	切目川ダム	対象外	P
40	鳥取県	殿ダム	対象外	P
41	島根県	尾原ダム貯水池	対象外	P
42	島根県	志津見ダム貯水池	対象外	P
43	岡山県	三室川ダム貯水池(しゃくなげ湖)	対象外	P
44	広島県	山田川ダム貯水池	対象外	P
45	山口県	未来湖(真締川ダム)	対象外	P
46	愛媛県	志河川ダム貯水池	対象外	P
47	高知県	以布利川ダム	対象外	P
48	佐賀県	井手口川ダム貯水池	対象外	P
49	佐賀県	嘉瀬川ダム貯水池	対象外	P
50	長崎県	高浜ダム(長崎市)	対象外	P
51	熊本県	路木ダム	対象外	P
52	宮崎県	田代八重ダム貯水池	対象外	P
53	宮崎県	木之川内ダム貯水池	対象外	P
54	宮崎県	切原ダム	対象外	P
55	宮崎県	浜ノ瀬ダム	対象外	P
56	鹿児島県	市来ダム貯水池	対象外	P
57	鹿児島県	清浦ダム貯水池	対象外	P
58	鹿児島県	串木野ダム貯水池	対象外	P
59	鹿児島県	高松ダム貯水池	対象外	P
60	鹿児島県	輝北ダム貯水池	対象外	P
61	鹿児島県	中岳ダム貯水池	対象外	P

(b) 燐規制に加え、新たに窒素規制を行う湖沼 (P⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	青森県	世増ダム貯水池(青葉湖)	P	NP
2	岩手県	遠野ダム貯水池	P	NP
3	長野県	小渋ダム貯水池(小渋湖)	P	NP
4	長野県	金原ダム貯水池	P	NP
5	兵庫県	千苅ダム貯水池(神戸千苅水源池)	P	NP
6	岡山県	旭川第一ダム貯水池(旭川湖)	P	NP
7	山口県	阿武湖(阿武川ダム貯水池)	P	NP
8	山口県	山代湖(生見川ダム)	P	NP
9	山口県	米泉湖(末武川ダム)	P	NP
10	愛媛県	野村ダム貯水池	P	NP
11	大分県	安岐ダム貯水池	P	NP
12	宮崎県	綾北ダム貯水池	P	NP
13	宮崎県	立花ダム貯水池	P	NP
14	宮崎県	日南ダム貯水池	P	NP

(c) 規制対象外から、新たに窒素規制及び燐規制を行う湖沼 (対象外⇒NP)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	福島県	こまちダム貯水池(こまち湖)	対象外	NP
2	新潟県	広神ダム貯水池	対象外	NP
3	大分県	大山ダム	対象外	NP

(d) 燐規制を行っていたが、規制対象外となる湖沼 (P⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	北海道	奥沢ダム貯水池	P	対象外
2	北海道	豊平峡ダム貯水池(定山湖)	P	対象外
3	秋田県	水沢ダム貯水池	P	対象外
4	山形県	管野ダム貯水池	P	対象外
5	富山県	朝日小川ダム貯水池	P	対象外
6	長野県	水殿ダム貯水池	P	対象外
7	滋賀県	石田川ダム貯水池	P	対象外
8	島根県	三成ダム貯水池	P	対象外
9	岡山県	三角池	P	対象外
10	長崎県	須崎ダム貯水池(新上五島町)	P	対象外

(e) 窒素規制及び燐規制を行っていたが、両方の規制対象外となる湖沼 (NP⇒対象外)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	岐阜県	山田防災ダム貯水池	NP	対象外

(f) 窒素規制及び燐規制を行っていたが、窒素規制の対象から外れて燐規制のみ行う湖沼 (NP⇒P)

No.	都道府県	湖沼名	現行H22	R3判定
1	北海道	大沼(七飯町)	NP	P
2	北海道	佐幌ダム貯水池(サホロ湖)	NP	P
3	青森県	飯詰ダム貯水池(不動湖)	NP	P
4	青森県	浅瀬石川ダム貯水池	NP	P
5	福島県	四時ダム貯水池(四時湖)	NP	P
6	新潟県	大石ダム貯水池(おおいし湖)	NP	P
7	新潟県	大野川ダム貯水池	NP	P
8	新潟県	柿崎川ダム貯水池	NP	P
9	山梨県	精進湖	NP	P
10	長野県	大座法師池	NP	P
11	長野県	内村ダム貯水池	NP	P
12	京都府	高山ダム貯水池(月ヶ瀬湖)	NP	P
13	和歌山県	七川ダム貯水池	NP	P
14	和歌山県	殿山ダム貯水池(合川貯水池)	NP	P
15	和歌山県	二川ダム貯水池	NP	P
16	山口県	木屋川ダム貯水池(豊田湖)	NP	P
17	徳島県	長安口ダム貯水池	NP	P
18	愛媛県	山財ダム貯水池(鷺里湖)	NP	P
19	福岡県	多礼ダム貯水池	NP	P
20	福岡県	久末ダム貯水池	NP	P
21	福岡県	吉田ダム貯水池	NP	P
22	宮崎県	一ツ瀬ダム貯水池	NP	P

宿の沢ダム貯水池の指定の経緯メモ

R4. 8. 18 作成

昭和 60 年 5 月 30 日	環境庁告示第 27 号	策定：窒素含有量又は燐含有量 についての排水基準に係る湖沼
平成 10 年 6 月 23 日	環境庁告示第 40 号	窒素・燐の指定の追加： 宿の沢ため池 宮城県玉造郡岩出山町及び栗原 郡高清水町
平成 15 年		宿の沢ため池 →宿の沢ダム貯水池 5/22 試験湛水終了
平成 16 年 5 月 24 日	環境省告示第 38 号	窒素・燐の指定の解除： 宿の沢ため池
平成 22 年 7 月 27 日	環境省告示第 42 号	告示の改正。試験湛水から 3 年 経過しているにもかかわらず、 宿の沢ダム貯水池が追加され ず。
令和 3 年度調査 (令和 4 年度内に告 示予定)		燐の指定の追加 (予定)： 宿の沢ダム貯水池 宮城県栗原市